

## 境港市不妊治療費助成金

### 特定不妊治療費助成金

鳥取県の特定不妊治療費助成金の交付を受けた方に治療費の一部を助成します。県の助成金交付決定後に申請してください。

**助成対象者** 以下の全てに該当する方

- ①鳥取県の特定不妊治療費助成金の交付を受けていること
- ②法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦で、交付申請時において、申請者が境港市内に住所を有してしていること

※令和3年1月1日以後に開始した治療については、夫婦の所得要件は撤廃されました。  
(上記以前に受けられた治療については、夫婦の所得の合計額が730万円未満であることが要件です。)

**助成の内容** 以下の条件で助成

◇令和3年1月1日以降に治療を受けられた場合

- ①妻の治療開始年齢が40歳未満  
1子ごとに6回まで助成あり。生涯通算回数で最大12回を助成
- ②妻の治療開始年齢が40歳～43歳未満  
1子ごとに3回まで助成あり。生涯通算回数で最大6回を助成

◇県助成金の算定基準額から、交付決定額を引いた額又は5万円のいずれか低い額

※令和3年1月1日以前に治療を受けられた場合は、助成回数が異なります。お問合せください。

### 人工授精助成金

鳥取県の人工授精助成金の交付を受けた方に治療費の一部を助成します。県の助成金交付決定後に申請してください。また、タイミング法やホルモン療法等を併用している場合は、下記の一般不妊治療費助成金により併せて申請してください。

**助成対象者** 以下の全てに該当する方

- ①鳥取県の人工授精助成金の交付を受けていること
- ②法律上の婚姻をしている夫婦で、交付申請時において、申請者が境港市内に住所を有してしていること

※令和2年4月1日以後に開始した治療については、夫婦の所得要件は撤廃されました。  
(上記以前に受けられた治療は、夫婦の所得の合計額が730万円未満であることが要件です。)

**助成の内容**

以下の条件で、1年度当たり5万円を限度に、通算2年度まで助成。

◇県助成金の算定基準額から、交付決定額を引いた額の2分の1

### 保険適用一般不妊治療費助成金

[平成29年4月より実施]

医療保険適用の一般不妊治療(タイミング法・ホルモン療法等)の治療費の一部を助成します。人工授精を併用している場合は、人工授精助成金を併せて申請してください

**助成対象者** 以下に該当する方

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、交付申請時において、境港市内に住所を有してしていること

※令和2年4月1日以後に開始した治療については、夫婦の所得要件は撤廃されました。  
(上記以前に受けられた治療は、夫婦の所得の合計額が730万円未満であることが要件です。)

### 助成の内容

治療費の自己負担分の2分の1を年間30,000円を限度に、通算2年度まで助成  
助成金の算出には、医療機関の発行した一般不妊治療費に係る領収書及び明細書を使用  
しますので必ず保管しておいてください。

### 不妊検査費助成金

[平成29年4月より実施]

初めて不妊検査を受けた方を対象に、検査費用の一部を助成します

**助成対象者** 以下の全てに該当する方

- ① 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、交付申請時において、申請者が境港市内に住所を有してしていること

※令和2年4月1日以後に開始した検査については、夫婦の所得要件は撤廃されました。

(上記以前に受けられた治療は、夫婦の所得の合計額が730万円未満であることが要件です。)

### 助成の内容

#### ①医療保険適用の検査の場合

検査費用の自己負担分の2分の1(上限13,000円)

#### ②医療保険適用外の検査の場合

鳥取県不妊検査費助成金の算定基準額から、交付決定額を引いた額の2分の1又は6,500円のいずれか低い額

※上記②については、鳥取県の不妊検査費助成金の交付を受けた方が助成の対象になりますので、県の交付決定後に、①と併せて申請してください。

### 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/> 特定不妊治療	(1) 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(県と共通様式) (2) 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し (3) 特定不妊治療受診証明書の写し
<input type="checkbox"/> 人工授精	(1) 人工授精助成金交付申請書兼請求書(県と共通様式) (2) 鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書の写し (3) 鳥取県人工授精助成事業受診証明書の写し
<input type="checkbox"/> 保険適用一般不妊治療	(1) 境港市不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第3号) (2) 一般不妊治療受診証明書(様式第4号) (3) 医療機関の発行した一般不妊治療費に係る領収書及び明細書 (4) 境港市不妊治療費助成金請求書
<input type="checkbox"/> 不妊検査	(1) 境港市不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書(様式第3号) (2) 境港市不妊治療費助成金請求書 (3) 医療機関の発行した不妊検査に係る領収書及び明細書 ・鳥取県の不妊検査費助成金を受けた場合 (4) 鳥取県不妊検査費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し (5) 鳥取県不妊検査費助成事業に係る証明書の写し ・鳥取県の不妊検査費助成金を受けていない場合 (4) 境港市不妊検査費助成金に係る証明書(様式第5号)

### 申請・問合わせ先

開庁時間 平日8:30~17:15

〒684-8501 境港市上道町3000番地(境港市保健相談センター内)

境港市役所健康推進課

電話:0859-47-1040 FAX:0859-47-1112

※申請にあたり、事前にお越しの時間をご連絡いただければ、別室にて受付をさせていただきます。